**土木・建築工事を計画されている方へ**

**（埋蔵文化財包蔵地に関する手続き）**

周知の埋蔵文化財包蔵地（＝埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地）およびその隣接地において、土木・建築工事などを行う場合は、工事着工の60日前までに届出を提出するよう、文化財保護法（第93条）によって義務付けられています。

1. **埋蔵文化財包蔵地の確認方法について**

和気町内で土木・建設工事などの計画がある場合、必ずその工事予定地が埋蔵文化財包蔵地に該当するかどうか、教育委員会 社会教育課へ確認をしてください。

照会方法については、以下の３通りです。いずれの場合も、工事予定地の住宅地図等を添付してください。

①教育委員会 社会教育課の窓口（和気町父井原430-1学び館「サエスタ」内）

②ファックスによる照会（FAX:0869-88-9008）

③メールによる照会（shakaikyoiku★town.wake.lg.jp　★を@に変換してください。）

1. **埋蔵文化財包蔵地に該当した場合の手続きについて**

工事予定地が埋蔵文化財包蔵地内およびその隣接地であった場合、工事着工の60日前までに届出が必要です。下記の様式に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、それぞれ2部ずつ社会教育課へ提出してください。

* 埋蔵文化財発掘届
* 工事予定地の位置図
* 土木工事等の概要を示す書類および図面

　（建物の配置図や敷地図など、土木工事の**掘削の範囲や深さ**を示す図面）

1. **工事中に埋蔵文化財を発見した場合**

工事中に埋蔵文化財を発見した場合には、工事を一旦中断し、現状を変更することなく、速やかに社会教育課までご連絡ください。

|  |
| --- |
| ≪お問合せ先≫　〒709-0521和気郡和気町父井原430-1　学び館「サエスタ」内和気町教育委員会 社会教育課TEL:0869-88-9110 FAX:0869-88-9008 |